

沖縄県国民健康保険団体連合会への委託業務に係る事務取扱実施要綱

制定 令和2年8月14日 子高第609号
子ども生活福祉部長決定

(目的)

第1条 知事は、沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への委託業務に係る事務取扱については、沖縄県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(介護分)交付要綱第19条の規定に基づき、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 国保連を通じて県知事へ申請できる事業者は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)の実施について(令和2年6月19日付け老発0619第1号。厚生労働省老健局長通知)」の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に記載されている介護サービス事業所・施設等で、介護報酬の請求が可能な事業所・施設等（以下「対象事業者」という。）とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 国保連を通じて県知事へ申請できる対象事業（以下「交付対象事業」という。）は、実施要綱に基づき、対象事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- (2) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業
- (3) 在宅介護サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- (4) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業

(交付対象経費等)

第4条 国保連を通じて県知事へ申請できる対象の経費（以下「交付対象経費」という。）の基準額及び交付率は、別表のとおりとする。

(交付金の算定方法)

第5条 第3条第1号、第3号及び第4号に定める補助事業並びに第3条第2号に定める慰労金の支給事業（以下「交付金」という。）の交付額は、別表の第2欄に定める交付対象経費の実支出額と同表の第3欄に定める基準額を比較して少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く）を控除した額とを比較して少ない方の額に、同表の別表の第4欄に掲げる交付率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、別表の第1欄に掲げる事業区分（「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」を除く。）ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする対象事業者は、交付申請書（別紙様式第1号）を交付金の交付を受けたい月の前月末日までに国保連へ提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式1及び別添）
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業実施計画書（事業所単位）（様式2）
- (3) 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(申請の方法)

第7条 対象事業者は、国保連に対し、原則としてオンライン請求システム（介護サービス事業所・施設等が報酬請求事務で使用するシステム）で提出するものとする。ただし、やむをえない事情によりオンライン請求が困難な対象事業者は、紙媒体／CD媒体の郵送または持ち込みにより国保連へ申請を行うことができる。

(県への提出)

第8条 国保連は、各月の末日までに受け付けた申請書を取りまとめ、事業所・施設別申請額一覧及び支払不可一覧を作成の上、翌月初日から3営業日以内に、知事へ提出しなければならない。

(交付条件)

第9条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付事業の内容の変更する場合には、あらかじめ変更交付申請を行い、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 実施要綱第3条第1号、第3号及び第4号に定める補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 実施要綱第3条第1号、第3号及び第4号に定める補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

い。

(交付決定)

第10条 知事は、第8条により提出を受けたときは、その内容を審査し、相当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、国保連に支払決定事業所及び交付額一覧を通知するとともに、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を行った場合は、第6条の規定による交付申請書をもって、申請者から交付金の概算払い請求があったものとみなす。

(交付申請の取り下げ)

第11条 申請者は、国保連へ申請を行った後、この交付金の申請を取り下げようとするときには、交付申請を行った当月内については取り下げを行う事ができる。

(変更申請)

第12条 対象事業者は、第10条の規定による交付決定を受けた交付事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ変更承認申請書（別紙様式第2号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第10条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

(交付事業の中止又は廃止)

第13条 申請者は、交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（別紙様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、中止（廃止）承認決定を行うものとする。

3 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第14条 対象事業者は、沖縄県補助金等の補助に関する規則第10条に基づき、交付事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 対象事業者は、次の各号に掲げる、交付事業が完了したとき又は交付事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（別紙様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(1) 第3条第1号、第3号及び第4号に定める補助金

(2) 第3条第2号に定める慰労金

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（様式4及び別添）
- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）に関する事業完了報告書（事業所単位）（様式5）
- (3) 介護慰労金受給職員表（法人単位）（様式6）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付金の額の確定）

- 第16条** 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付決定の内容（第12条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、交付金返還命令通知書（別紙様式第5号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付金の支払い）

- 第17条** 知事は、支出事務の委託に係る契約書に基づき、国保連に対して交付金を交付するものとする。
- 2 国保連は、第10条の規定により交付決定、第12条の規定により変更交付決定した額の全額を申請者に支払うものとする。
 - 3 対象事業者は、国保連から慰労金の支払いを受けたときは、速やかに受領委任を受けた者に対して慰労金を給付しなければならない。
 - 4 対象事業者は、慰労金の給付に関して、事務手数料、振込手数料その他いかなる名目を問わず、これを徴収してはならない。

（交付決定の取消し等）

- 第18条** 知事は、第13条の交付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 対象事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 対象事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 対象事業者が、交付事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返

還を命ずるものとする。

- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた交付金に対して、その命令に係る交付金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。
- 5 知事は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、交付事業について交付すべき交付金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第19条 対象事業者は、交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、速やかに、知事に報告しなければならない。なお、交付金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(交付金の経理)

第20条 対象事業者は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、交付事業の実施に関し必要な事項は子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 14 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付を決定した交付金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

事業区分	交付対象経費	基準額	交付率
1 感染症対策を徹底した上で介護サービス提供支援事業	<p>介護サービス事業所・施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要なマスク等の衛生用品を購入する経費など、包括支援事業（介護分）実施要綱3（1）①ウに例示されるようなサービスを提供するために必要なかかり増し経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	包括支援事業（介護分）実施要綱別添（1）①に定める額	10/10
2 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する労金の支給事業	<p>介護サービス事業所・施設等において、令和2年2月14日から令和2年6月30日の間に介護サービス事業所・施設等で通算して10日以上勤務した者に対して慰労金を給付するための経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報償費、役務費（振込手数料に限る。）</p>	<p>【報償費】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し、利用者 と接する職員（通所・施設系）感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合（訪問系）感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合 20万円</p> <p>②事業所で勤務し利用者 と接する職員（①の対象者を除く） 5万円</p> <p>【役務費】 知事が必要と認めた額</p>	10/10
3 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	<p>在宅サービス事業所において、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行うための経費であって、次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	包括支援事業（介護分）実施要綱別添（3）①に定める額	10/10

<p>4 在宅サービス事業所による利用者への支援への助成事業</p>	<p>在宅サービス事業所において、3密を避けてサービス提供を行うために必要な飛沫防止パネルの購入など包括支援事業（介護分）実施要綱3（3）②ウに例示されるような環境整備に要する経費</p> <p>報酬、給料、報償費、賃金、職員手当等、共済費、旅費、工事請負費、原材料費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費</p>	<p>包括支援事業（介護分）実施要綱別添（3）②に定める額</p>	<p>10/10</p>
------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	--------------